

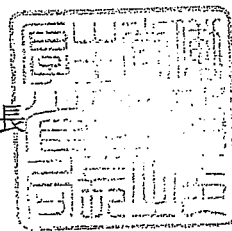


医政発第0208009号

平成17年2月8日

各国公立医科大学(医学部)附属病院長 殿

厚生労働省医政局長



「臨床研修を行う大学病院からの情報提供に関する依頼について」
の一部改正について

臨床研修を行う大学病院においては、「臨床研修を行う大学病院からの情報提供に関する依頼について」（平成15年7月28日付け医政発第0728002号医政局長通知。以下「依頼通知」という。）により、当該病院において行われる臨床研修に関する情報提供を依頼しているところであるが、今般、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第14号）が公布・施行され、新規に臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者が提出しなければならない申請書の提出期限が、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の8月31日から、6月30日に2ヶ月繰り上げられたこと等に伴い、別添のとおり依頼通知の一部を改正することとしたので、御了知の上、臨床研修に関する情報提供をお願いしたい。

第1 用語の定義 (略)	第1 用語の定義 本通知で用いる用語のうち、次に定めるもの以外については、施行通知によること。
1 「単独型相当大学病院」	1 「単独型相当大学病院」 大学病院のうち、単独で又は臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う病院をいうものであること。
2 「管理型相当大学病院」	2 「管理型相当大学病院」 大学病院のうち、臨床研修病院又は他の大学病院と共同して臨床研修を行う病院(単独型相当大学病院を除く。)であって、当該臨床研修の管理を行うものをいうものであること。
3 「協力型相当大学病院」	3 「協力型相当大学病院」 大学病院のうち、臨床研修病院又は他の大学病院と共同して臨床研修を行う病院(単独型相当大学病院を除く。)であって、管理型相当大学病院又は臨床研修協力施設でないものをいうものであること。
第2 臨床研修病院の指定の申請の際の大学病院からの情報提供	第2 臨床研修病院の指定の申請の際の大学病院からの情報提供
1 管理型臨床研修病院の指定の申請の際の協力型相当大学病院からの情報提供	1 管理型臨床研修病院の指定の申請の際の協力型相当大学病院からの情報提供
(1) (略)	(1) 協力型相当大学病院の管理者においては、共同して臨床研修を行うこととなる管理型臨床研修病院の開設者が指定の申請を行う際には、当該病院の大学病院概況表(特例通知の様式2)及び大学病院承認書(特例通知の様式3)を作成し、管理型臨床研修病院の開設者に送付するようお願いしたいこと。
(2) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行うことにより管理型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の8月30日までに、当該病院の指定申請書(施行通知の様式1)及び添付書類(協力型相当大学病院の大学病院概況表及び大学病院承認書を含む。)と、共同して臨床研修を行うこととなる協力型臨床研修病院の指定申請書(施行通知の様式1)及び添付書類とを一括して当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付することとしていること。	(2) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行うことにより管理型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の8月31日までに、当該病院の指定申請書(施行通知の様式1)及び添付書類(協力型相当大学病院の大学病院概況表及び大学病院承認書を含む。)と、共同して臨床研修を行うこととなる協力型臨床研修病院の指定申請書(施行通知の様式1)及び添付書類とを一括して厚生労働省医政局医事課あてに送付することとしていること。
2 協力型臨床研修病院の指定の申請の際の管理型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの情報提供	2 協力型臨床研修病院の指定の申請の際の管理型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの情報提供

(1) (略) (2) (略) (3) 管理型相当大学病院の管理者においては、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、共同して臨床研修を行うこととなる協力型臨床研修病院の指定申請書（施行通知の様式1）及び添付書類（管理型相当大学病院又は協力型相当大学病院の大学病院概況表及び大学病院承認書を含む。）を取りまとめ、一括して当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いたいこと。この場合において、複数の協力型臨床研修病院の次に掲げる添付書類が重複するときは、1部を残して他を省略しても差し支えないこと。 ア (略) イ (略) ウ (略) エ (略) オ (略) カ (略) 第3 臨床研修病院の変更の届出の際の大学病院からの情報提供 1 管理型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院からの変更の情報提供	(1) 管理型相当大学病院の管理者においては、共同して臨床研修を行うこととなる協力型臨床研修病院の開設者が指定の申請を行う際には、当該病院の大学病院概況表（特例通知の様式2）及び大学病院承認書（特例通知の様式3）を作成するようお願いしたいこと。 (2) 協力型相当大学病院の管理者においては、共同して臨床研修を行うこととなる協力型臨床研修病院（管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行うこととなる協力型臨床研修病院に限る。）の開設者が指定の申請を行う際には、当該病院の大学病院概況表（特例通知の様式2）及び大学病院承認書（特例通知の様式3）を作成し、管理型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしたいこと。 (3) 管理型相当大学病院の管理者においては、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の8月31日までに、共同して臨床研修を行うこととなる協力型臨床研修病院の指定申請書（施行通知の様式1）及び添付書類（管理型相当大学病院又は協力型相当大学病院の大学病院概況表及び大学病院承認書を含む。）を取りまとめ、一括して厚生労働省医政局医事課あてに送付するようお願いたいこと。この場合において、複数の協力型臨床研修病院の次に掲げる添付書類が重複するときは、1部を残して他を省略しても差し支えないこと。 ア 当該指定に係るすべての研修プログラム イ プログラム責任者履歴書（施行通知の様式2） ウ 当該指定に係る臨床研修病院群を構成することとなる病院及び大学病院相互間の連携体制を記載した書類（特例通知の様式1） エ 管理型相当大学病院の大学病院概況表（特例通知の様式2）及び大学病院承認書（特例通知の様式3） オ 協力型相当大学病院の大学病院概況表（特例通知の様式2）及び大学病院承認書（特例通知の様式3） カ 臨床研修協力施設の臨床研修協力施設概況表（施行通知の様式4）及び臨床研修協力施設承認書（施行通知の様式5） 第3 臨床研修病院の変更の届出の際の大学病院からの情報提供 1 管理型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院からの変更の情報提供
---	---

(1) (略) (2) 共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院から大学病院変更届出書の送付を受けた管理型臨床研修病院の開設者は、当該変更の生じた日から起算して1月以内に当該大学病院変更届出書を当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付することとしていること。 2 協力型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの変更の情報提供 (1) 協力型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院の管理者においては、次に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（特例通知の様式4）を作成し、当該変更の生じた日から起算して1月以内に当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。 ア (略) イ (略) ウ (略) エ (略) オ (略) カ (略) キ (略) ク (略)	(1) 管理型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の管理者においては、次に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（特例通知の様式4）を作成し、管理型臨床研修病院の開設者に送付するようお願いしたいこと。 ア 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地） イ 管理者の氏名 ウ 名称 エ 診療科名 オ 病床の種別ごとの病床数 カ プログラム責任者 キ 研修医の処遇に関する事項 (2) 共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院から大学病院変更届出書の送付を受けた管理型臨床研修病院の開設者は、当該変更の生じた日から起算して1月以内に当該大学病院変更届出書を厚生労働省医政局医事課あてに送付することとしていること。 2 協力型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの変更の情報提供 (1) 協力型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院の管理者においては、次に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（特例通知の様式4）を作成し、当該変更の生じた日から起算して1月以内に厚生労働省医政局医事課あてに送付するようお願いしたいこと。 ア 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地） イ 管理者の氏名 ウ 名称 エ 診療科名 オ 病床の種別ごとの病床数 カ 研修管理委員会の構成員 キ プログラム責任者 ク 研修医の処遇に関する事項
---	--

ケ (略)	ケ 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあつては、当該臨床研修協力施設に係る次に掲げる事項 (7) 開設者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地） (イ) 管理者の氏名 (ロ) 名称 (ハ) 研修医の処遇に関する事項 (ニ) 研修医の指導を行う者及びその担当分野 (ホ) 臨床研修協力施設が医療機関である場合にあつては、次に掲げる事項 ① 診療科名 ② 病床の種別ごとの病床数
(2) (略)	(2) 協力型臨床研修病院（管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院に限る。）と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の管理者においては、次に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（特例通知の様式4）を作成し、管理型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしたいこと。また、協力型相当大学病院においては、次に掲げる事項に変更が生じると考えられる場合は、事前に管理型相当大学病院に相談するようお願いしたいこと。 ア 開設者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地） イ 管理者の氏名 ウ 名称 エ 診療科名 オ 病床の種別ごとの病床数 カ プログラム責任者 キ 研修医の処遇に関する事項 (3) 共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院から臨床研修病院変更届出書（施行通知の様式7）の送付を受け、又は共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院から大学病院変更届出書の送付を受けた管理型相当大学病院の管理者においては、当該変更が生じた日から起算して1月以内に当該臨床研修病院変更届出書又は大学病院変更届出書を厚生労働省医政局医事課あてに送付するようお願いしたいこと。なお、協力型臨床研修病院においては、臨床研修病院変更届出書をもって届け出るべき変更が生じると考えられる場合は、事前に管理型相当大学病院に相談することとなっていること。

型相当大学病院に相談することとなっていること。

第4 臨床研修病院の研修プログラムの変更又は新設の届出の際の大学病院からの情報提供

- 1 管理型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院からの研修プログラムの変更又は新設の情報提供
(1) (略)

(2) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修病院の開設者は、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行うとする年度の前年度の4月30日までに、当該病院の研修プログラム変更・新設届出書（施行通知の様式8）及び添付書類（協力型相当大学病院の大学病院概況表又は大学病院承諾書を含む。）と、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の研修プログラム変更・新設届出書（施行通知の様式8）とを、一括して当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付することとしていること。

- 2 協力型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの研修プログラムの変更又は新設の情報提供

(1) 協力型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院の管理者においては、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）を作成するようお願いしたいこと。

- (2) (略)

第4 臨床研修病院の研修プログラムの変更又は新設の届出の際の大学病院からの情報提供

- 1 管理型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院からの研修プログラムの変更又は新設の情報提供

(1) 管理型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の管理者においては、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）を作成し、また、新たに管理型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院においては当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）及び大学病院承諾書（特例通知の様式3）を作成し、管理型臨床研修病院の開設者に送付するようお願いしたいこと。

(2) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修病院の開設者は、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行うとする年度の前年度の4月30日までに、当該病院の研修プログラム変更・新設届出書（施行通知の様式8）及び添付書類（協力型相当大学病院の大学病院概況表又は大学病院承諾書を含む。）と、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の研修プログラム変更・新設届出書（施行通知の様式8）とを、一括して厚生労働省医政局医事課あてに送付することとしていること。

- 2 協力型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの研修プログラムの変更又は新設の情報提供

(1) 協力型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院の管理者においては、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）を作成するようお願いしたいこと。

(2) 協力型臨床研修病院（管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院に限る。）と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の管理者においては、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）を作成し、また、新たに管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院においては当該病院

の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）及び大学病院承諾書（特例通知の様式3）を作成し、管理型相当地大学病院の管理者に送付するようお願いしたいこと。 (3) 管理型相当地大学病院の管理者においては、研修プログラムを変更する場合は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行うとする年度の前年度の4月30日までに、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の研修プログラム変更・新設届出書（施行通知の様式8）及び添付書類（管理型相当地大学病院又は協力型相当地大学病院の大学病院概況表又は大学病院承諾書を含む。）を取りまとめ、一括して厚生労働省医政局医事課あてに送付するようお願いしたいこと。この場合において、複数の協力型臨床研修病院の添付書類が重複するときは、1部を残して他を省略しても差し支えないこと。	(3) 管理型相当地大学病院の管理者においては、研修プログラムを変更する場合は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行うとする年度の前年度の4月30日までに、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の研修プログラム変更・新設届出書（施行通知の様式8）及び添付書類（管理型相当地大学病院又は協力型相当地大学病院の大学病院概況表又は大学病院承諾書を含む。）を取りまとめ、一括して当該管理型相当地大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。この場合において、複数の協力型臨床研修病院の添付書類が重複するときは、1部を残して他を省略しても差し支えないこと。
3 現に研修医を受け入れている臨床研修病院は、当該研修医が研修を修了し、又は中断するまでの間、当該研修医が受ける臨床研修に係る研修プログラムの変更をしてはならないこととしていること。 4 3にかかわらず、やむを得ない場合にあっては、研修プログラムの変更を行うことも認められることとしていること。この場合において、臨床研修病院と共同して臨床研修を行う大学病院の管理者においては、速やかに、1又は2の情報提供を行うようお願いしたいこと。	3 (略) 4 (略)
第5 臨床研修病院の年次報告の際の大学病院からの情報提供 1 管理型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当地大学病院からの年次の情報提供 (1) 管理型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当地大学病院の管理者においては、毎年4月30日までに、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）を作成し、管理型臨床研修病院の開設者に送付するようお願いしたいこと。 (2) 協力型相当地大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修病院の開設者は、毎年4月30日までに、当該病院の年次報告書（施行通知の様式8）及び添付書類（協力型相当地大学病院の大学病院概況表を含む。）と、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の年次報告書（施行通知の様式8）とを、一括して厚生労働省医政局医事課あてに送付することとしていること。	第5 臨床研修病院の年次報告の際の大学病院からの情報提供 1 管理型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当地大学病院からの年次の情報提供 (1) (略) (2) 協力型相当地大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修病院の開設者は、毎年4月30日までに、当該病院の年次報告書（施行通知の様式8）及び添付書類（協力型相当地大学病院の大学病院概況表を含む。）と、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の年次報告書（施行通知の様式8）とを、一括して当該管理型相当地大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付することとしていること

と。

- 2 協力型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの年次の情報提供

(1) (略)

(2) (略)

- (3) 管理型相当大学病院の管理者においては、毎年4月30日までに、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の年次報告書（施行通知の様式8）及び添付書類（管理型相当大学病院又は協力型相当大学病院の大学病院概況表を含む。）を取りまとめて、一括して当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。この場合において、複数の協力型臨床研修病院の添付書類が重複するときは、1部を残して他を省略しても差し支えないこと。

第6 単独型相当大学病院からの情報提供

- 1 単独型相当大学病院からの臨床研修の開始の情報提供

単独型相当大学病院の管理者においては、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該病院の大学病院概況表（特例通知の様式2）を作成し、次に掲げる書類を添えて、これを当該病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

- 2 協力型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの年次の情報提供

- (1) 協力型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院の管理者においては、毎年4月30日までに、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）を作成するようお願いしたいこと。

- (2) 協力型臨床研修病院（管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院に限る。）と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の管理者においては、毎年4月30日までに、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）を作成し、管理型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしたいこと。

- (3) 管理型相当大学病院の管理者においては、毎年4月30日までに、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の年次報告書（施行通知の様式8）及び添付書類（管理型相当大学病院又は協力型相当大学病院の大学病院概況表を含む。）を取りまとめて、一括して厚生労働省医政局医事課あてに送付するようお願いしたいこと。この場合において、複数の協力型臨床研修病院の添付書類が重複するときは、1部を残して他を省略しても差し支えないこと。

第6 単独型相当大学病院からの情報提供

- 1 単独型相当大学病院からの臨床研修の開始の情報提供

単独型相当大学病院の管理者においては、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の8月31日までに、当該病院の大学病院概況表（特例通知の様式2）を作成し、次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働省医政局医事課あてに送付するようお願いしたいこと。また、単独型相当大学病院の管理者においては、平成16年度に開始する臨床研修について、平成15年8月31日までに、当該病院の大学病院概況表（特例通知の様式2）及び添付書類を厚生労働省医政局医事課あてに送付するようお願いしたいこと。

- (1) すべての研修プログラム

- (2) プログラム責任者履歴書（施行通知の様式2）

- (3) 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行うようとする場合には、臨床研修協力施設の臨床研修協力施設概況表（施行通知の様式4）及び臨床研修協力施設承諾書（施行通知の様式5）

2 単独型相当地域からの変更の情報提供

単独型相当地域からの変更においては、次に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の単独型相当地域変更届出書（特例通知の様式4）を作成し、当該変更が生じた日から起算して1月以内に、当該地域の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)

3 単独型相当地域からの研修プログラムの変更又は新設の情報提供

単独型相当地域からの研修プログラムにおいては、研修プログラムを変更する場合は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行うおとする年度の前年度の4月30日までに、当該研修プログラムに関し、当該地域の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）を作成し、次に掲げる書類を添えて、これを当該地域の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。

2 単独型相当地域からの変更の情報提供

単独型相当地域からの変更においては、次に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の単独型相当地域変更届出書（特例通知の様式4）を作成し、当該変更が生じた日から起算して1月以内に、厚生労働省医政局医事課あてに送付するようお願いしたいこと。

(1) 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）

(2) 管理者の氏名

(3) 名称

(4) 診療科名

(5) 病床の種別ごとの病床数

(6) 研修管理委員会の構成員

(7) プログラム責任者

(8) 研修医の処遇に関する事項

(9) 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該臨床研修協力施設に係る次に掲げる事項

ア 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）

イ 管理者の氏名

ウ 名称

エ 研修医の処遇に関する事項

オ 研修医の指導を行う者及びその担当分野

カ 臨床研修協力施設が医療機関である場合にあっては、次に掲げる事項

(7) 診療科名

(4) 病床の種別ごとの病床数

3 単独型相当地域からの研修プログラムの変更又は新設の情報提供

単独型相当地域からの研修プログラムにおいては、研修プログラムを変更する場合は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行うおとする年度の前年度の4月30日までに、当該研修プログラムに関し、当該地域の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）を作成し、次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働省医政局医事課あてに送付するようお願いしたいこと。

(1) (略) (2) (略) (3) (略) 4 単独型相当大学病院からの年次の情報提供 単独型相当大学病院の管理者においては、毎年4月30日までに、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）を作成し、現に行っている臨床研修に係る研修プログラムを添えて、これを当該病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。また、臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合においては、臨床研修協力施設概況表（施行通知の様式9）を添付するようお願いしたいこと。 第7 大学病院のみで共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの情報提供 1 大学病院のみで共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの臨床研修の開始の情報提供 (1) (略) (2) (略) (3) 管理型相当大学病院の管理者においては、臨床研修を開始しようとする場合には、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該病院の大学病院概況表及び次に掲げる添付書類と、共同して臨床研修を行うこととなる協力型相当大学病院の大学病院概況表とを、一括して当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する	(1) 変更又は新設に係る研修プログラム（研修プログラムの変更の場合にあっては、変更前及び変更後の研修プログラム） (2) 研修プログラムの変更の場合にあっては、変更する箇所を記載した書類（変更部分に下線を付した変更前及び変更後の研修プログラムでも差し支えない。） (3) 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合においては、臨床研修協力施設の臨床研修協力施設概況表（施行通知の様式9）及び臨床研修協力施設承諾書（施行通知の様式5） 4 単独型相当大学病院からの年次の情報提供 単独型相当大学病院の管理者においては、毎年4月30日までに、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）を作成し、現に行っている臨床研修に係る研修プログラムを添えて、これを厚生労働省医政局医事課あてに送付するようお願いしたいこと。また、臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合においては、臨床研修協力施設概況表（施行通知の様式9）を添付するようお願いしたいこと。 第7 大学病院のみで共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの情報提供 1 大学病院のみで共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの臨床研修の開始の情報提供 (1) 管理型相当大学病院（臨床研修病院と共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院を除く。以下第7において同じ。）の管理者においては、臨床研修を開始しようとする場合には、当該病院の大学病院概況表（特例通知の様式2）を作成するようお願いしたいこと。 (2) 協力型相当大学病院（臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院を除く。以下第7において同じ。）の管理者においては、臨床研修を開始しようとする場合には、当該病院の大学病院概況表（特例通知の様式2）を作成し、管理型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしたいこと。 (3) 管理型相当大学病院の管理者においては、臨床研修を開始しようとする場合には、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の8月31日までに、当該病院の大学病院概況表及び次に掲げる添付書類と、共同して臨床研修を行うこととなる協力型相当大学病院の大学病院概況表とを、一括して厚生労働省医政局医事課あてに送付するよう
---	---

地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。

- ア (略)
- イ (略)
- ウ (略)
- エ (略)

(4) (削除)

2 大学病院のみで共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの変更の情報提供

(1) 管理型相当大学病院の管理者においては、次に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（特例通知の様式4）を作成し、当該変更の生じた日から起算して1月以内に、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。

- ア (略)
- イ (略)
- ウ (略)
- エ (略)
- オ (略)
- カ (略)
- キ (略)
- ク (略)
- ケ (略)

お願いしたいこと。

ア すべての研修プログラム

イ プログラム責任者履歴書（施行通知の様式2）

ウ 共同して臨床研修を行うこととなる大学病院相互間の連携体制を記載した書類（特例通知の様式1）

エ 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行おうとする場合にあっては、臨床研修協力施設の臨床研修協力施設概況表（施行通知の様式4）及び臨床研修協力施設承諾書（施行通知の様式5）

(4) 管理型相当大学病院又は協力型相当大学病院の管理者においては、平成16年度に開始する臨床研修について、平成15年8月31日までに、それぞれ当該病院の大学病院概況表及び添付書類を作成し、管理型相当大学病院が一括して厚生労働省医政局医事課あてに送付するようお願いしたいこと。

2 大学病院のみで共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの変更の情報提供

(1) 管理型相当大学病院の管理者においては、次に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（特例通知の様式4）を作成し、当該変更の生じた日から起算して1月以内に、厚生労働省医政局医事課あてに送付するようお願いしたいこと。

ア 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）

イ 管理者の氏名

ウ 名称

エ 診療科名

オ 病床の種別ごとの病床数

カ 研修管理委員会の構成員

キ プログラム責任者

ク 研修医の処遇に関する事項

ケ 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該臨床研修協力施設に係る次に掲げる事項

(7) 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）

(4) 管理者の氏名

(2) (略)	(ウ) 名称 (イ) 研修医の処遇に関する事項 (ロ) 研修医の指導を行う者及びその担当分野 (ハ) 臨床研修協力施設が医療機関である場合にあっては、次に掲げる事項 ① 診療科名 ② 病床の種別ごとの病床数 (2) 協力型相当大学病院の管理者においては、次に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（特例通知の様式4）を作成し、管理型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしたいこと。また、協力型相当大学病院においては、次に掲げる事項に変更が生じると考えられる場合は、事前に管理型相当大学病院に相談するようお願いしたいこと。 ア 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地） イ 管理者の氏名 ウ 名称 エ 診療科名 オ 病床の種別ごとの病床数 カ プログラム責任者 キ 研修医の処遇に関する事項 (3) 共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院から大学病院変更届出書の送付を受けた管理型相当大学病院の管理者においては、当該変更の生じた日から起算して1月以内に当該大学病院変更届出書を厚生労働省医政局医事課あてに送付するようお願いしたいこと。 3 大学病院のみで共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの研修プログラムの変更又は新設の情報提供 (1) 管理型相当大学病院の管理者においては、研修プログラムを変更する場合は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに関し、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）を作成するようお願いしたいこと。 (2) 協力型相当大学病院の管理者においては、研修プログラムを変更する場合は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに関し、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）を作成し、管理型相当大学病院の管理
(2) (略)	(3) 共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院から大学病院変更届出書の送付を受けた管理型相当大学病院の管理者においては、当該変更の生じた日から起算して1月以内に当該大学病院変更届出書を当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。 3 大学病院のみで共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの研修プログラムの変更又は新設の情報提供 (1) (略) (2) (略)

者に送付するようお願いしたいこと。 (3) 管理型相当地大学病院の管理者においては、研修プログラムを変更する場合は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行うとする年度の前年度の4月30日までに、当該病院の大学病院概況表及び次に掲げる添付書類と、共同して臨床研修を行う協力型相当地大学病院の大学病院概況表とを、一括して厚生労働省医政局医事課あてに送付するようお願いしたいこと。 ア 変更又は新設に係る研修プログラム（研修プログラムの変更の場合においては、変更前及び変更後の研修プログラム） イ 研修プログラムの変更の場合においては、変更する箇所を記載した書類（変更部分に下線を付した変更前及び変更後の研修プログラムでも差し支えない。） ウ 共同して臨床研修を行う大学病院相互間の連携体制を記載した書類（特例通知の様式1） エ 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合には、臨床研修協力施設の臨床研修協力施設概況表（施行通知の様式9）及び臨床研修協力施設承諾書（施行通知の様式5）	4 大学病院のみで共同して臨床研修を行う管理型相当地大学病院又は協力型相当地大学病院からの年次の情報提供 (1) 管理型相当地大学病院の管理者においては、毎年4月30日までに、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）を作成するようお願いしたいこと。 (2) 協力型相当地大学病院の管理者においては、毎年4月30日までに、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）を作成し、管理型相当地大学病院の管理者に送付するようお願いしたいこと。 (3) 管理型相当地大学病院の管理者においては、毎年4月30日までに、当該病院の大学病院概況表及び次に掲げる添付書類と、共同して臨床研修を行う協力型相当地大学病院の大学病院概況表とを、一括して厚生労働省医政局医事課あてに送付するようお願いしたいこと。 ア 現に行っている臨床研修に係る研修プログラム イ 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合には、臨床研修協力施設概況表（施行通知の様式9）
--	--

(3) 管理型相当地大学病院の管理者においては、研修プログラムを変更する場合は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行うとする年度の前年度の4月30日までに、当該病院の大学病院概況表及び次に掲げる添付書類と、共同して臨床研修を行う協力型相当地大学病院の大学病院概況表とを、一括して当該管理型相当地大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。 ア (略) イ (略) ウ (略) エ (略)	4 大学病院のみで共同して臨床研修を行う管理型相当地大学病院又は協力型相当地大学病院からの年次の情報提供 (1). (略) (2) (略) (3) 管理型相当地大学病院の管理者においては、毎年4月30日までに、当該病院の大学病院概況表及び次に掲げる添付書類と、共同して臨床研修を行う協力型相当地大学病院の大学病院概況表とを、一括して当該管理型相当地大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。 ア (略) イ (略)
---	--

第8 文部科学省との連携
(略)

第8 文部科学省との連携

管理型相当大学病院又は協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院からの指定の申請、変更の届出、研修プログラムの変更若しくは新設の届出若しくは年次報告又は大学病院からの情報提供がなされた場合には、厚生労働省医政局医事課から文部科学省高等教育局医学教育課に対して、その旨の情報提供を行うこととしていること。